

**自転車通勤を推進する企業・団体の認証制度を創設します！**

～『自転車通勤推進企業』宣言プロジェクトが始まります～

企業活動における自転車通勤や業務利用を拡大するため、「自転車通勤推進企業」宣言プロジェクトを創設しました。自転車通勤を積極的に推進する事業者の取組を広く発信していくため、「宣言企業」の募集を開始します。

## ○ 概要

自転車通勤を導入する企業・団体を自転車活用推進本部長（国土交通大臣）が認定し、自転車通勤の取組を広く発信（事業所単位で申請可）

	宣言企業	優良企業
認定要件	以下の3項目全てを満たす企業・団体 ①従業員用駐輪場を確保 ②交通安全教育を年1回実施 ③自転車損害賠償責任保険等への加入を義務化	自転車通勤者が、100名以上又は全従業員の2割以上を占め、先進的な取組を行う宣言企業から、独自の積極的な取組や地域性を総合的に勘案し、特に優れた企業・団体を認定
期間	5年間有効（更新可）	宣言企業の有効期間（更新可）
認定ロゴ		

## ○ 今後のスケジュール

令和2年5月夏頃：宣言企業認定（初回）

※新型コロナウイルス感染症の拡大の影響等を考慮し、認定時期を延期しました

・企業名を自転車活用推進官民連携協議会 HP で紹介

令和2年度末頃：優良企業認定（初回）

・本部長による表彰、取組を自転車活用推進官民連携協議会 HP で紹介

※宣言企業は随時募集、優良企業は、毎年1回認定

## ○ ご応募等の詳細について

自転車活用推進官民連携協議会のホームページをご覧ください。

<https://www.jitensha-kyogikai.jp/project/>

参考：自転車通勤導入に関する手引き（令和元年5月公表）

<https://www.jitensha-kyogikai.jp/project/#manual>

## お問い合わせ先

国土交通省自転車活用推進本部事務局 和賀、御手洗

電話 03-5253-8111（内線38128）

03-5253-8497（直通）

FAX 03-5253-1622

